

沖縄県後期高齢者医療広域連合公告第 2 号

平成 27 年度沖縄県後期高齢者重複・頻回受診者等への訪問指導事業に係る  
一般競争入札に参加する者の必要な資格、その他について、別紙のとおり定め  
たので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 第 1 項  
に基づき公告する。

平成 27 年 4 月 9 日

沖縄県後期高齢者医療広域連合  
広域連合長 島袋 俊夫



## 1 契約担当部局

〒904-1192 沖縄県うるま市石川石崎一丁目1番 うるま市役所石川庁舎3階  
事業課保健事業グループ  
電話 098-963-8013  
FAX 098-964-7785

## 2 一般競争入札に付する事業の内容

- (1) 事業名 平成27年度沖縄県後期高齢者重複・頻回受診者等への訪問指導事業
- (2) 委託者 沖縄県後期高齢者医療広域連合
- (3) 予定人数 別紙「平成27年度沖縄県後期高齢者重複・頻回受診者等への訪問指導事業仕様書」のとおり
- (4) 契約方法 訪問指導実施1回あたりを契約単価とする委託契約  
(対象者1人につき原則2回、必要のある場合に限り最大3回までとする)
- (5) 入札方法 単価契約に付する。また入札書に記載する金額は税抜金額とすること

## 3 入札参加資格

入札者は、次の要件を満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令167条の4の規定により競争入札への参加が排除されていない者であること
- (2) 会社更生法(平成14年法律第154号)による更生手続きの申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと等、経営状態が著しく不健全である者でないこと
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条の6に規定する暴力団員ではない者
- (4) 過去2年以内に自治体における重複・頻回受診者等への訪問指導事業又はこれに類する業務を受託したことのある者
- (5) 個人情報保護方針が制定されており、プライバシーマークを取得していること

## 4 入札参加資格の確認申請

この一般競争入札に参加を希望する者は、3に掲げる入札参加資格を有することを証するため、様式第1号「沖縄県後期高齢者重複・頻回受診者等への訪問指導事業についての一般競争入札参加申請書」で示す書類を次のとおり提出しなければならない。

- (1) 提出期限 平成27年4月24日(金)午後5時30分必着
- (2) 提出場所 1に同じ
- (3) 提出方法 持参又は郵送すること(ファクシミリによる提出は認めない)

5 入札日時及び場所等

- (1) 入札執行の日時 平成 27 年 5 月 8 日 (金) 午後 2 時 00 分
- (2) 入札執行の場所 沖縄県うるま市石川石崎一丁目 1 番  
うるま市役所石川庁舎 3 階 第 1 会議室
- (3) 入札方法 入札書を持参し、提出すること (郵送又はファクシミリによる入札は認めない)
- (4) 開札 入札終了後、直ちに (2) の場所で行う

6 入札の無効

本告示に示した入札参加資格の無い者の行った入札、申請書又は資料に虚偽の記載した者の行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

7 入札手続等

- (1) 入札保証金及び契約保証金  
免除
- (2) 契約書作成の要否  
要する
- (3) 落札者の決定方法  
地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 234 条第 3 項の予定価格の範囲内、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が 2 者以上あるときは、ただちにくじ引きを行い、落札者を決定する。
- (4) 契約金額  
契約は、入札書に記載された金額に消費税及び地方消費税を加算した額で行う。
- (5) 入札結果の公表  
入札参加者全ての商号及び入札価格は落札者決定後、当広域連合のホームページで公表する。
- (6) 支払い条件  
訪問指導結果報告書提出後の支払いとする